

内部通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の業務に関し法令等違反行為が生じた場合におけるセンターの内部通報等に、適切に対応する体制を定めることにより公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に則り、法令等違反行為の早期発見及び是正を図り、内部通報者を保護し、もってセンターのコンプライアンス運営の推進及び強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 職員 職員就業規則に規定する職員、嘱託職員に関する要綱に規定する嘱託職員及び臨時雇用職員に関する要綱に規定する臨時雇用職員
- (2) 会員 センターの会員
- (3) 職員等 職員、センターで勤務する派遣職員及び会員
- (4) 役員 センターの理事及び監事
- (5) 退職者 職員であった者のうち退職後1年以内に通報した者、及び派遣職員であった者のうち派遣労働終了から1年以内に通報した者
- (6) 役員等 役員、職員等及び退職者並びにセンターと継続的契約を締結している取引先の役員、労働者等及び退職者
- (7) 法令等違反行為 センター並びに役員、職員等及び退職者による、法令及びセンターの各種内部規程に違反する行為又はそれらに違反すると疑われる行為
- (8) 通報 法令等違反行為を知らせること
- (9) 相談 通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を求めること
- (10) 内部通報等 役員等からのセンターへの通報及び相談
- (11) 内部通報者 内部通報等を行う者
- (12) 被通報者 内部通報等の対象となる法令等違反行為を行った者
- (13) 本体制 センターの内部通報等に応じ、適切に対応するために整備する体制
- (14) 不利益な取扱い 職員等としての地位の得喪に関する事（解雇、退職願の提出の強要、労働契約の終了又は更新拒否、本採用の拒否、休職等）、人事上の取扱いに関する事（降格、不利益な配転の命令、昇進又は昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等）、経済待遇上の取扱いに関する事（減給その他給与、特別手当、退職金等における不利益な取扱い、損害賠償請求等）、精神上又は生活上の取扱いに関する事

- (事実上の嫌がらせ等)、及びその他の一切の不利益な取扱い
- (15) コンプライアンス担当役員 専務理事
 - (16) コンプライアンス担当 コンプライアンス担当役員が指定した職員
 - (17) 従事者 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者
 - (18) 対象事案 本件窓口に対して、通報又は相談が行われた法令等違反行為
 - (19) 調査協力者 対象事案に関する調査に協力した者
 - (20) 内部通報対応業務 内部通報等を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる業務の全部又は一部
 - (21) 内部通報窓口 センターにおいて内部通報等を受け付ける窓口
(本体制の責任者及び本体制の教育・周知)

第3条 コンプライアンス担当役員は、本体制の責任者として主体的に本体制の構築、推進及び改善を行うものとし、役員等に対し法及び本体制並びに本体制を通じたコンプライアンス確保の重要性について、十分に教育・周知を行う。

- 2 コンプライアンス担当役員は、本体制に係る業務執行を担当するものとし、業務遂行の状況について、定期的に理事長に報告する。
- 3 コンプライアンス担当は、コンプライアンス担当役員の指示に基づき、本体制の整備、役員等に対する広報、定期的な研修、説明会その他適切な方法による教育・周知及び本体制の見直しを行う。

(内部通報窓口の設置)

第4条 センターは、内部通報対応業務を行うため、内部通報窓口を設置する。

- 2 センターにおいて、内部通報窓口を通じた内部通報等に係る内部通報対応業務を行う担当はコンプライアンス担当及び監事とし、内部通報窓口を通じた内部通報対応業務の責任者はコンプライアンス担当役員とする。

(従事者の指定)

第5条 理事長は、コンプライアンス担当役員を公益通報対応業務従事者の指定書・誓約書(様式第1号)を用いて、従事者として指定する。

- 2 コンプライアンス担当役員は、内部通報窓口の担当者及び内部通報窓口を通じた内部通報対応業務を行う者に対し内部通報対応業務の内容及び従事者の義務の内容を説明した上で、様式第1号を用いて、従事者として指定する。
- 3 コンプライアンス担当役員は、従事者として指定した者に対し定期的に研修を行う。
- 4 コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当は、内部通報対応業務の実施に当たり、法の趣旨に則り、独立して公正な立場で職務を遂行する。
- 5 従事者として指定された者が人事異動等により内部通報窓口対応業務から外れる場合、又はコンプライアンス担当役員が必要と判断した場合には、従

事者としての指定を解除する。

(内部通報窓口の受付の対象)

第6条 内部通報窓口を利用して内部通報等を行うことができる者は、役員等とする。

2 内部通報窓口において受付の対象とする内部通報等の内容は、法令等違反行為とする。なお、監事において受付の対象とする内部通報等の内容は、役員の法令等違反行為に限る。

3 内部通報窓口は、本体制に関する質問及び内部通報等に関連する不利益な取扱いに関する申出に対しても対応する。

(内部通報窓口への内部通報等の方法)

第7条 内部通報窓口への内部通報等の方法は、電子メール、電話、書面又は面談の方法を基本とする。ただし、当該方法以外の方法により内部通報等が行われた場合であって、実質的に内部通報窓口へ内部通報等をしたといえるものについては、内部通報窓口において受け付けるものとする。

2 内部通報窓口では、匿名により行われた内部通報等も受け付ける。

3 内部通報窓口において内部通報等を受け付けた場合には、内部通報窓口の担当者は、内部通報・相談受付票(様式第2号)を作成する。

(内部通報窓口における内部通報等の受付)

第8条 内部通報窓口において内部通報等を受け付けた場合には、内部通報窓口の担当者は、内部通報者の連絡先が分からない場合又は通知を希望しない場合を除いて、内部通報者に対して通報を受け付けた旨を速やかに通知する。

(調査)

第9条 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口において内部通報等を受け付けた場合は調査の必要性を検討し、調査を実施するときはその旨を、調査を実施しないときはその旨及び調査をしない理由を、内部通報等を受け付けた日から20日以内に内部通報者に通知する。

2 前項において調査を実施する場合は、コンプライアンス担当役員の指揮の下でコンプライアンス担当が公正かつ公平な調査を行う。ただし、コンプライアンス担当役員が十分な調査を行うために必要と判断した場合には、外部の専門家に調査を行わせることができる。

3 前項ただし書きの規定により調査を行った外部の専門家は、速やかに調査結果をコンプライアンス担当に報告する。

4 役員及び職員等は、コンプライアンス担当役員から依頼を受けた外部の専門家が調査を行う場合には、当該調査に協力しなければならず、調査を妨害してはならない。

(是正措置、再発防止策等)

第10条 前条の調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、コン

プライアンス担当役員は、理事長への報告、協力要請等を行うとともに、速やかに法令等違反行為の停止、行為者への懲戒処分等の是正措置を講じた上で、再発防止策を策定する。

- 2 コンプライアンス担当役員は、前項の是正措置及び再発防止策をとった後、適切な期間を設定した上で、当該期間経過後に、当該是正措置及び再発防止策が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置又は再発防止策等を講じる。
- 3 内部通報窓口の担当者は、内部通報者の連絡先が分からない場合又は通知を希望しない場合を除いて、内部通報者に対し内部通報等に係る法令等違反行為の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該法令等違反行為がないときはその旨を、被通報者及び調査協力者を含む利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知する。

(役員からの独立性の確保)

第11条 前2条の規定にかかわらず、内部通報窓口において役員（コンプライアンス担当役員を除く。）を被通報者とする内部通報等を受け付けた場合には、役員からの独立性を確保するため、コンプライアンス担当役員は、監事に当該内部通報等の情報を共有した上で、当該内部通報等に係る内部通報対応業務の方針について協議を行い、監事の指示に沿って、内部通報対応業務を行う。

- 2 前2条の規定にかかわらず、内部通報窓口においてコンプライアンス担当役員を被通報者とする内部通報等を受け付けた場合、役員からの独立性を確保するため、内部通報窓口は、監事に当該内部通報等の情報を共有した上で、当該内部通報等に係る内部通報対応業務の方針について協議を行い、監事の指示に従い、内部通報対応業務を行う。
- 3 前項の場合においては、第5条第2項及び前2条の規定にかかわらず監事又はその指示を受けた者が従事者を指定し、第9条の規定にかかわらず監事が調査を指揮し、前条の規定にかかわらず監事が是正措置、再発防止策等を指揮する。

(利益相反関係の排除)

第12条 内部通報受付窓口において受け付けた内部通報等について、内部通報等に係る事案に関係する者は、当該内部通報等に係る内部通報対応業務について、調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することができない。

- 2 役員及び職員等が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、当該役員及び職員等は、前項の内部通報等に係る事案に関係する者に該当する。

(1) 法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者（被通報者に限られるものではない。）

(2) 内部通報者又は被通報者と親族関係にある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、公正な対象事案の調査や法令等違反行為の
是正措置等の検討の実施を阻害し得る者

- 3 役員及び職員等は、内部通報対応業務に関与する場合、これに先立ち、自身が内部通報等に係る事案に関係する者でないことを自ら確認するものとし、内部通報対応業務の遂行中においても、自身が内部通報等に係る事案に関係する者でないことを確認する。
- 4 役員及び職員等は、内部通報窓口において内部通報対応業務に関与するに当たり、自らが内部通報等に係る事案に関係する者であることが疑われる場合には、その旨をコンプライアンス担当役員に報告する。
- 5 前項の規定にかかわらず、自らが内部通報等に係る事案に関係する者であることが疑われる者がコンプライアンス担当役員の場合には、同役員はその旨を監事に報告する。
- 6 前2項の報告を受けたコンプライアンス担当役員又は監事は、内部通報等に係る事案に関係すると疑われる者の内部通報対応業務への関与が適当であるか否を判断した上、適当ではないと判断する場合は、その時点で内部通報対応業務から排除する。

(内部通報窓口以外(上司等)への内部通報等)

第13条 役員等が、内部通報窓口以外の役員又は職員等(上司、同僚等)に対し内部通報等を行った場合において、当該内部通報等を受けた者が、自ら当該内部通報等に関する調査、是正等を行うことが困難なときには、当該内部通報等を受けた者は、通報者の意向を明確に確認できない場合などの特段の事由が無い限り内部通報者の承諾を得た上で、当該内部通報等を内部通報窓口
に報告する。ただし、当該内部通報等が役員又はコンプライアンス担当に係る法令等違反行為である場合は、当該内部通報等を監事に報告する。

(不利益な取扱いからの保護)

第14条 役員及び職員等は、内部通報者又は調査協力者に対して、これらの者に、法第2条第1項に規定する不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的がある場合を除いて、内部通報等をしたこと又は内部通報等に関する調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、役員及び職員等は、行政機関又は報道機関等への通報を行った者に対して、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱いに係るフォローアップ)

第15条 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口への内部通報等について第10条第3項の通知を行ったときから60日を経過後、速やかに内部通報者の連絡

先が分からない場合を除いて、当該内部通報者に連絡をし、不利益な取扱いを受けていないか否かを確認しなければならない。

- 2 内部通報窓口は、役員又は職員等から前条第1項又は第2項の不利益取扱いを受けている旨の通報があった場合、又は前項の確認の結果、当該者から不利益な取扱いを受けている旨の報告があった場合には、当該報告を新たな内部通報等として第6条の規定に従い受け付けるものとする。

(秘密保持義務)

第16条 内部通報対応業務に関与する者は、内部通報対応業務に当たり、内部通報者を特定させる情報その他の内部通報等に係る情報を、必要最小限の範囲を超えて他者に共有してはならない。

- 2 内部通報対応業務に関与する者は、内部通報対応業務に当たり、調査協力者を特定させる情報を必要最小限の範囲を超えて他者に共有してはならない。
- 3 役員及び職員等は、コンプライアンス担当により法令等違反行為に関する調査が行われた場合において、当該調査の対象となる事実に関する情報を特段の事情ない限り他者に共有してはならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、役員、職員等及び退職者は、この規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

(通報者探索の禁止)

第17条 役員及び職員等は、内部通報窓口への内部通報者を特定しようとしてはならない。ただし、従事者が先行する調査の有無を確認するために上司等への内部通報等の有無の確認を行う場合等の正当な理由がある場合においては、この限りではない。

(不正の目的)

第18条 内部通報者は、虚偽の通報、個人的利益をはかる目的、他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的を持った誠実性に欠ける通報を行ってはならない。

- 2 不正の目的による通報は、本規程に基づく内部通報等には該当しないものとする。

(救済、回復措置等)

第19条 第14条又は前3条の規定に違反する行為があったことが明らかになった場合には、センターは、当該行為によって生じた被害等について、適切な救済、回復措置等を講じる。

(懲戒処分等)

第20条 第14条又は第16条から第18条の規定に違反する行為があったことが明らかになった場合には、センターは、当該行為に関与した者に対して、行為

態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他の適切な措置をとる。

(記録)

第21条 コンプライアンス担当は、内部通報窓口において受け付けた内部通報等への対応に関する記録を作成し、対応終了後5年間保管する。

2 前項の規定により保管した記録は、現に従事者として指定され、内部通報対応業務に従事している者のみが閲覧可能な状態に置かなければならない。

(運用状況の点検、改善及び開示)

第22条 理事長は、本体制について定期的な評価及び点検を実施し、必要に応じて本体制の改善を行わなければならない。

2 理事長は、本体制の運用実績の概要（年間の通報件数、是正の有無、対応の概要、内部通報等の利用を行いやすくするための活動状況等）について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において役員及び職員に開示する。

3 前2項の業務執行は、コンプライアンス担当役員が理事長の下で実施する。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、内部通報等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和6年3月15日理事会）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。